

相生市空家等対策計画(案)に対する市民意見の募集について

平成29年3月に策定しました「相生市空家等対策計画」を改め、新たな「相生市空家等対策計画(案)」を策定いたしました。

つきましては、相生市民意見提出制度(パブリック・コメント制度)の実施に関する要綱に基づき、この案に対する相生市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、ご意見に基づき計画を修正した時は、修正内容と理由をあわせて公表いたします。

1 計画策定の目的

本計画は、相生市内の空家等について、適正管理と利活用を促す対策を推進するためのものであり、本計画に基づき特に危険な空家に対して、その所有者等に改善と有効活用を求め、市民の良好な住環境の保全と安全で安心なまちづくりの推進に寄与していきます。

2 意見を提出できる方

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対し納税義務を有するもの
- (6) 意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

3 意見の提出期間

令和3年12月20日(月曜日)から令和4年1月14日(金曜日)まで(郵送の場合は、当日の消印有効)

4 計画(案)の閲覧方法

令和3年12月20日(月曜日)より、市のホームページ又は公文書公開コーナー、地域振興課窓口

5 意見の提出方法

住所、氏名等を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出して下さい。様式は自由ですが、氏名及び住所の記載のない場合は、受付をいたしませんのでご了承ください。

- (1) 郵便 〒678-0031 相生市旭一丁目2番10号
相生市市民生活部地域振興課まちづくり推進係

(2) ファクシミリ 0791-23-7137

(3) 電子メール machizukuri@city.aioi.lg.jp

6 その他

公開はご意見の内容のみを行い、ご意見をいただいた方の氏名及び住所を公開することはありません。また、頂きましたご意見に対しては、市ホームページで回答いたしますのでご了承ください。

7 問い合わせ先

〒678-0031

相生市旭一丁目2番10号

相生市市民生活部地域振興課まちづくり推進係

電話 0791-23-7130